

くるめの文化財

平成6年3月

第10号

東久留米市教育委員会

東久留米市新指定文化財（平成6年3月7日指定）

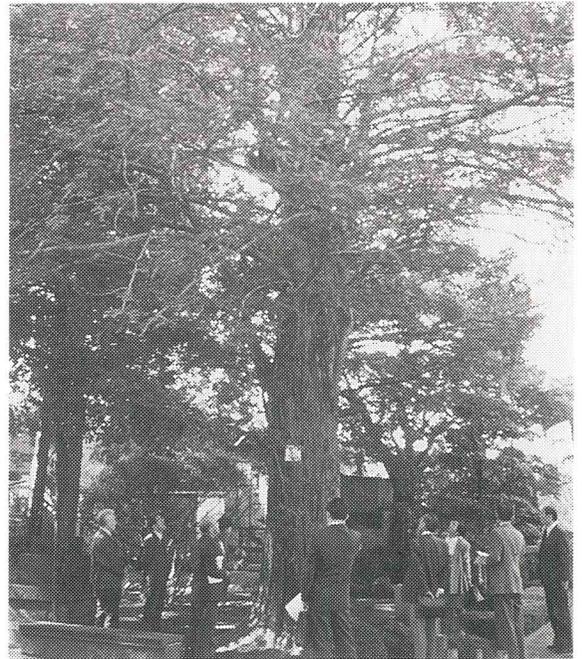
浄牧院のカヤ 天然記念物第1号

大門町一丁目（浄牧院境内）

浄牧院境内本堂前の参道敷石を挟んで西側に聳え立つ榎の樹（注）は、目通り幹周3.5m、樹高18mを計測します。枝張りは東西に13m、南北に16mと伸びていて青く茂った枝葉の色艶がきわめてよい。また、この榎の樹は実をつけることから雌株です。実は葉の色とほぼ同系色で大きさは大小様々ですが、やや細長く丸みを帯び大きいものでは直径3cm×1.5cmぐらいのものとなります。樹齢は400年と推定される。これは浄牧院（曹洞宗神護山）が「八王子之城主安祝」によって文安元年（1444年）に創立した寺であることから、この榎の樹がこの頃に境内に植栽されたとすれば540余年の永い年月が経っているとも推定できます。しかし、現住職の説明などを基に、浄牧院の末寺である東村山市梅岩寺の榎（目通り幹周5m、樹齢600年と推定されている）と樹幹の幹周などを比較したりしてみれば、浄牧院の榎は寺の歴史的な背景を考慮し樹齢400年ぐらいと推定した。樹姿は直立で、上部に若干の剪定の跡がみられるも、ど

（注）榎

榎は、イチイ科カヤ属の常緑高木で雌雄異株。樹高は普通20m内外、胸高直径1m内外となり、樹姿がよいので庭木・境内木として植栽される。材は優美で碁盤などに供される他、腐り難いことから桶類・風呂桶などにも利用される。種子の胚乳は脂肪に富み、油を絞り、又、食用ともする。宮城県以西のほか、四国・九州地域が主な分布域。



▲浄牧院のカヤ

っしりと枝張りし老木の風格を示しています。樹皮は成木までの滑らかさを終え、老木特有の肌を現し縦に割れて薄く剥がれています。又、若干老化が進行しコケの付着が見られる。

以上、浄牧院のカヤの全容について紹介しましたが、このことは東久留米市の自然を記念するものとして貴重な植物です。

当市が久留米村であった頃の田園時代には、農家の屋敷の片隅にも巨木が点在していたという話を地域の長老からよく耳にすることがあります。しかし、そうした面影も昭和30年代の後半から都市化が進む中、屋敷林や自然林が切

り倒され、今日ではもはやそれは遠い過去の出来事だったかのようにこの地上から影をひそめてしまい寂しい限りです。

市ではおそまきながらそうした自然の大切さと貴さを、この窮地から救うため、昭和47年に「みどりに関する条例」を制定し、その保護と保存に努めているところです。こうした背景のなかで、浄牧院のカヤの今回の指定が、そうした自然の貴さというものを一人でも多くの方に見つめ直していただくよい機になれば幸いです。

^{じょうめい} 承応三年棟札 有形文化財第14号

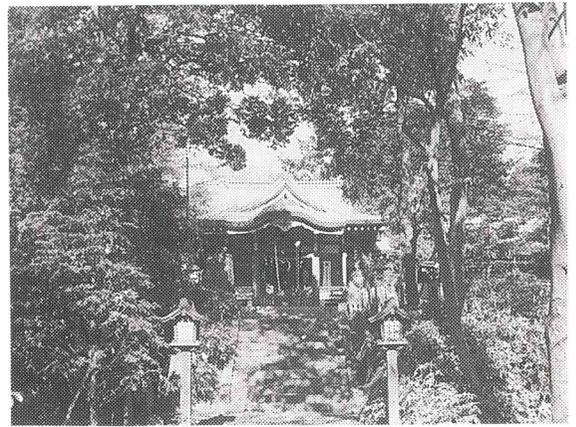
南沢三丁目（氷川神社）

市内南沢の氷川神社（旧南沢村）に所蔵されているこの棟札（注）は縦58cm、横22,4cm、厚さ3cmの木製に文字は陰刻で全体が茶褐色の漆で仕上げられている。これは市内の社寺に現存



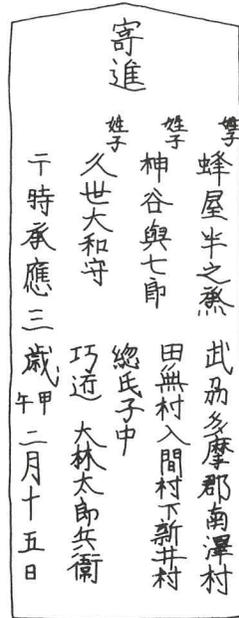
▲承応三年の年号の記された氷川神社棟札

する棟札の中では最も古いものです。ちなみに、棟札の表面はその当時の社殿を建立された際の施主であった当社神主の名が克明に記されている。裏面にはこの時に寄進のあった蜂屋半之丞・神谷与七郎・久世大和守の3人の当市域と関係のあった旗本の名が記されています。又、こ



▲南沢氷川神社

の棟札に関する古い文献といえば、文化7年（1810）に当市域が初めて紹介されたとする『新編武蔵風土記稿』の地誌であって、これには寄進した3人の旗本の名がはっきりと刻まれている。これら旗本が、寄進したとする背景の理由には、旧南沢村を始めとしたこの地域の領主を勤めていたことなどによるものであろう。この札が正に近世の地域史を知る上で貴重な歴史資料であるといえます。当時、この棟札が奉られていた氷川神社は、その後数回にわたって改築され、今では現在の本殿に大切に保存されています。



▲承応三年棟札（裏）

（注）棟札

棟札とは、一般的に建物などの棟上げのときに、木製の板に建築年月日、建築主の名などを記してそれを棟木に打ち掛けておく札。

徳川幕府と旗本

《旗本とは》

“身分は高いが金はない” 「旗本」というのは、本来は軍陣で合戦の際に大将の側（本陣）に旗を立てた親衛隊を指しますが、それが転じて、徳川幕府直参の家臣団を指す言葉として知られています。その背景には、徳川幕府創設時における家康の政策が関わっています。武士は、合戦時に武功をたて、大将から拝領する恩賞の程度によって武士として評価されます。当時の武士が最も欲したのは領地であり、一国一城の主、すわち大名になることであったといえるでしょう。これに対し、家康は徳川氏を頂点とした安定政権を造り上げるために、領地を与えることによる力の拡散と、直参といえども徳川に対抗する勢力の発生源をきらい、物質的な恩賞を超越した特別な身分である直参旗本という地位をつくり出し、家臣団に対して精神面で満足を与えるという巧妙な政策をとったのです。これによって完全な封建的身分制度を土台とした徳川政権を確立させると共に、家臣に対しては、いわば薄給をもって権力の中核となる幕府機構（＝徳川氏）を支える地位と名誉を与えたこととなります。ここに徳川幕府下における旗本が不動の存在となり、旗本というと転じて江戸幕府（将軍）の直衛家臣団を指すようになったのです。しかし、小身の旗本（旗本の大部分）は名誉ばかりの薄給で慢性的な困窮を余儀なくされ、結果的に身分は高いが金がないという旗本像の一面が生み出されます。

“徳川氏常備軍8万騎” 徳川体制下における旗本というのは、狭義には将軍に御目見資格のある身分以上（家禄がおおよそ2百石程度）で1万石未満（万石以上は大名）の格式の徳川氏直衛武士を指し、広義には御目見以下のいわゆる御家人をも含みます。具体的には徳川氏の三河以来の家臣を中心に主に今川・武田・後北条氏等の旧戦国大名の遺臣で構成されていました。将軍といえども一大名であることに変わりはありません。従って、この旗本こそ強大な常備軍であり、「旗本8万騎」といわれた徳川氏の権

力の基礎だったのです。家康は天正18年（1590）に関東入府後、直ちに知行割を行い、江戸に近接する地域を中心に旗本の知行地を配したため、江戸近郊である当時の武蔵国多摩郡に属していた東久留米市域の村々の大部分は、そうした旗本の領地とされました。その後、旗本は在地居住を否定され、江戸に屋敷割りされたいわゆる旗本屋敷に居住します。これは家臣団統制の重要な政策の一つであり、いわば旗本は官舎に住む完全な軍事勢力とされ、世襲による先祖代々の家禄によって軍役（それぞれの禄高に相応した一定の動員兵士を確保しておく義務）の義務を負ったのです。従って、寛永2年（1625）に旗本の屋敷割が出来上がって以降旗本は、将軍直参の直衛武士団として江戸城下に住み、知行地の支配権を代官に委ねて年貢だけを収納する領主となり、ここに徳川氏の常備軍という本来の性格ができあがります。

“身分の高い官僚” 常備軍といっても、大坂の陣の終結による豊臣氏の滅亡を最後に合戦はなくなっています。そのために旗本の軍事勢力としての存在性は次第に薄れ、徳川幕府を維持する官僚としての性格が高まる中で、武闘派よりも文治派が表舞台に台頭することになります。つまり、刀槍で武功を立てることによる恩賞の機会は失われ、先祖代々の家禄を加増してもら（立身・出世する）には、幕府を維持・運営する行政官として成功しなければならなくなり、いわば身分の高い官僚としての旗本像が確立するのです。そのため、官僚としての役職と才覚のない旗本の多くは、極度の困窮と身分との板挟みとなる苦悩が続くこととなります。

今回有形文化財として指定された氷川神社の棟札に記されているのは、神谷与七郎・蜂屋半之丞・久世大和守の三名です。この三名についての経歴を記したのが第1表です。中でも南沢生れの久世大和守広之は老中にまでなった人物であり、松平信綱・柳沢吉保・牧野成貞などと共に文治派・立身の巨頭とされる数少ない人物として、近世史にその存在が知られています。

<表1>

神谷與七郎清正

神谷與七郎清房

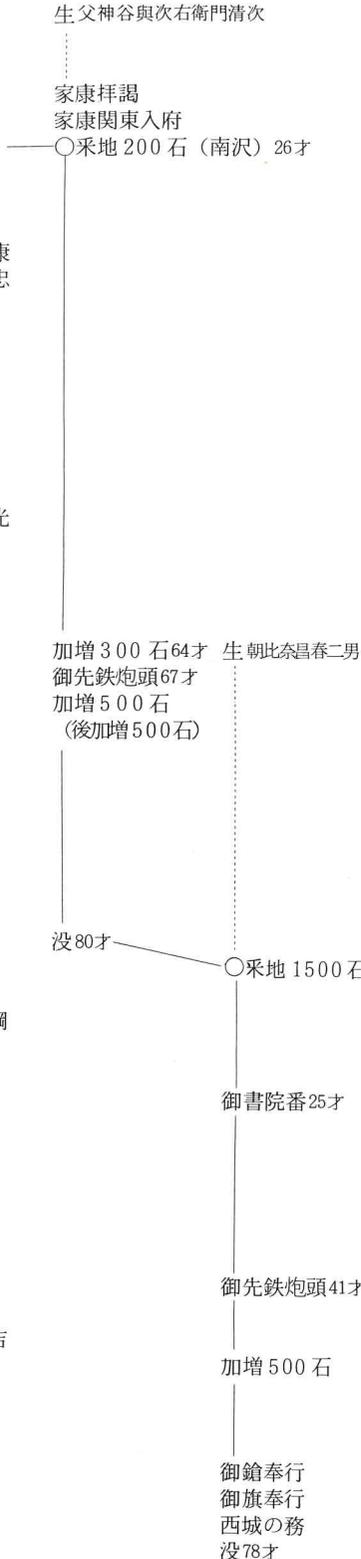
久世三之丞廣之

蜂屋半之丞可達 よしみち

蜂屋半之丞可英 よしひで

將軍

永禄 8 1565
元亀
信長没 天正 1 0 1582
1 3 1585
1 8 1590
1 9 1591
文禄
秀吉没 慶長 3 1598
関ヶ原 5 1600
徳川幕府開府 8 1603 家康
1 0 1605 秀忠
1 4 1609
大坂冬の陣 1 9 1614
大坂夏の陣元和 1 1615
家康没 2 1616
3 1617
4 1618
御三家創設 5 1619
8 1622
9 1623 家光
寛永 1 1624
旗元屋敷割 2 1625
3 1626
4 1627
6 1629
9 1632
1 0 1633
1 1 1634
1 2 1635
1 3 1636
1 4 1637
1 5 1638
1 7 1640
1 8 1641
正保 1 1644
2 1645
3 1646
慶安 1 1648
4 1651 家綱
承応 1 1652
2 1653
棟札 3 1654
明暦
万治 2 1659
寛文 2 1662
3 1663
4 1664
9 1669
延宝 4 1676
7 1679
8 1680 綱吉
天和 2 1682
貞享 3 1686
元禄 4 1691
5 1692
9 1696
1 5 1702
宝永 3 1706
4 1707



生父久世三左衛門廣宣

秀忠拜謁 8 才

御小性

御小性番士

采地 500 石 17 才 兄廣當の地
御膳番

御書院番
中奥番士
御小納戸
御徒頭
従五位下大和守 27 才

御小性組番頭 29 才
家光御側衆 31 才
○加増 4500 石 32 才

加増 5000 石

御馬支配 43 才
家綱とのい役
禁裏御作事役 45 才

加増 5000 石
若年寄加増 5000 石 53 才
老中従四位下 54 才
加増 2000 石
関宿城主加増 10000 石 60 才

没 71 才

参考
蜂屋半之丞可正
慶長 7-1602 采地 200 石 武藏国川越

生父蜂屋半之丞可正 (元和 4 没)
母神谷清次女

○采地 220 石 2 才

大番 17 才

組頭 36 才 加恩 200 俵
38 才 家綱拜謁 10 才

御先鉄炮頭加恩 300 俵
御書院番 19 才

没 64 才 ○采地 700 石

生父蜂屋半之丞可達

<編集・発行>
東久留米市教育委員会社会教育課
〒203 東久留米市幸町 3-11-10
電話 73-5111 内線 343